滝上町国民健康保険条例（昭和34年条例第２号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（罰則） 第11条　この町は、世帯主が法第９条第１項若しくは第９項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第３項若しくは第４項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整） 第15条の２　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 （傷病手当金の給与等及び他制度との調整） 第15条の３　同一の事由につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員法共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。	（罰則） 第11条　この町は、世帯主が法第９条第１項若しくは第５項の規定による届出をせず、又は　虚偽の届出をした場合　においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 （新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整） 第15条の２　新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状がありその感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第２項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。 （傷病手当金の給与等及び他制度との調整） 第15条の３　同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法　の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には行わない。

現行	改正後（案）
	附　則 （略） 附　則 （施行期日） 1　この条例は、令和６年12月２日から施行する。 （経過措置） 2　この条例に施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和６年政令第260号）第９条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。